

## 徳島市青年等就農計画認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、徳島市（以下「本市」という。）が行う農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「法」という。）第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画の認定等の事務処理に関し、法、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (計画の作成)

第2条 青年等就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」という。）は、別に定める青年等就農計画認定申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入して、本市に申請するものとする。

### (認定申請)

第3条 就農計画申請者は、本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者とする。したがって、本市の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができる。

なお、青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次の(1)～(3)のいずれかの者とする。

(1) 青年（18歳以上45歳未満）

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると徳島市長（以下「市長」という。）が認める場合には、50歳未満とする。

(2) 65歳未満の者であって、かつ、次のアからオのいずれかに該当する者

ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(3) (1)又は(2)に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

## 2 就農計画申請者に関する留意事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時

の年齢で判断する。ただし、法人にあっては、登記日等農業経営を開始したと判断できる日における役員の年齢で判断する。また、認定後に農業経営を開始する青年等にあっては、農業経営開始後直ちに様式第1号により本市に報告するものとする。

- (2) 次のア及びイについては、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（三親等以内の者をいう。）の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座の開設を行うものとする。

ア 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

イ 農業経営の継承者が親族の農業経営を全部又は一部継承して農業経営を開始する場合

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の実験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営もうとする青年等も含む。

- (4) 新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現に農業に従事している者も含む。

- 3 複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して同一の青年等就農計画の内容で認定申請を行うことができる。

また、いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ以外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等就農計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に提出する。

#### 4 夫婦等の共同申請の取扱い

- (1) 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認める。

ア 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族等の集団とする。

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

- (2) 現在認定を受けている青年等就農計画に(1)で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、青年等就農計画の変更により対応することができるものとする。

（青年等就農計画の認定）

第4条 本市は、申請された青年等就農計画が、次に掲げる要件を満たす場

合に、その認定を行うものとする。

- (1) その計画が本市基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) その計画が達成される見込みが確実であること。
- (3) 第3条第1項第2号に定める者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

また、その具体的な認定基準は、別紙1に定める。

- 2 複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応する。

#### (認定の通知)

第5条 本市は青年等就農計画の認定（変更の認定含む。）を行ったときは、認定した旨を当該就農計画申請者に青年等就農計画認定証（様式第3号）の交付をもって通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農業委員会、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとする。

#### (計画の有効期限)

第6条 青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあつては、「認定をした日」から、「農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日」まで）とする。

また、計画を変更した場合や、既に認定を受けている計画について新たに他の市町村で認定をした場合は、当該計画の有効期間は、当初認定をした計画の有効期間の終期までとなる。

#### (計画の審査体制)

第7条 本市は、青年等就農計画の認定に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1の第8の7及び別記2第7の2（11）に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者（以下「サポート体制等」という。）から意見聴取を行う。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により審査表（様式第5号）の項目ごとに採点し行うものとする。

#### (計画の却下等)

第8条 本市が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由を当該就農計画申請者に書面により通知する。

その際、却下の理由とともに、本市に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）並びに本市を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき）を記載する。

却下の理由は、第4条第1項各号に掲げる認定要件との関係を明確にして具体的に記載する。

#### （フォローアップ等）

第9条 認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、本市に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、様式第4-1号を活用するなどの方法により、報告するものとする（実施要綱別記1の第6の5の（1）及び別記2の第6の2の（6）ア、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の（6）アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなす。）。

本市は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、様式第4-2号を活用し面談するなどの方法により、把握するものとする（実施要綱別記1の第8の5及び別記2の第7の2の（5）、又は農業次世代人材投資事業実施要綱別記1の第7の2（5）の規定に基づき、本市が確認している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなす。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、融資機関、サポート体制等、徳島市農業経営改善計画認定要綱第9条に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとする。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成出来るよう努める。

#### （計画の変更）

第10条 認定新規就農者は、青年等就農計画に記載された目標の営農部門又は就農地を変更する場合、2割以上の増減を伴って所得目標又は年間農業従事日数を変更する場合等には、当該変更について本市の認定を受けることが必要となる。

#### （計画の取消し）

第11条 青年等就農計画の取消事由は、次によるものとする。

- (1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- (2) 認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていな

いと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とならない。

(3) 法人にあっては、第3条第1項第3号の要件を満たさなくなったとき。

## 2 留意事項

(1) 本市は、認定新規就農者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行う。

(2) 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとする。

なお、認定の取消しは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分該当することに留意する。

(3) 本市は、青年等就農計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には認定を取り消すことがあり得る旨を周知する。

## 3 認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

ア 本市は、認定の取消しの対象となる認定新規就農者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知する。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は青年等就農計画に従い必要となるこういった措置を講じていないのかを具体的に提示する。

イ アに併せて、本市は、聴聞を行う旨を通知する。

ウ 本市は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載する。

(2) 聴聞の開催

ア 本市は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名する。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成する。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定新規就農者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに本市に提出する。

(3) 取消通知の送付

本市は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、その旨を通知する。

その際、取消しの理由とともに、本市に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載する。詳細は第8条を参照する。

取消しを通知したときは、サポート体制等、都道府県、農業委員会等の機関及び資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとする。

(青年等就農計画の認定における例外措置)

第12条 青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始日が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始日からやむを得ない事情により、農業経営の開始が遅れた期間について、追加で青年等就農計画の申請及び認定を受けることができる。

(青年等就農計画の失効)

第13条 青年等就農計画の有効期間内に法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、農業経営改善計画の認定の日から、当該青年等就農計画の効力を失う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。